

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の要求水準書(案)に関する意見への回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	12月28日回答
1	9	2	(3)						委託に関する要求	”委託禁止業務”との記載がありますが、運営権者サイドのコンソーシアム形成を検討しているため、この禁止業務について早期に開示をお願いします。	(個別対話で回答)
2	10	2	(3)	イ					三浦市内本店を有するものを優先的に活用	三浦市内業者の優先活用は、本事業においてどの程度の位置づけを確認したい。この位置づけにより、現在考えているコンソーシアム等を再検討する必要があるため、早期の開示をお願いします。	(個別対話で回答)
3	12	2	(7)	ア	(ウ)				モニタリングの公平性担保について	<p>【意見】 第三者によるモニタリングについて、「市によるモニタリングと同じ視点で行う」とお示しですが、第三者によるモニタリングは中立的立場で行うべきと考えます。客観的かつ専門的な知見を加えたダブルチェックを行う上でも、中立的なモニタリングにより事業の公平性を保たなければ、運営権者のリスクが高まることになるため、リスクフィーを多く見込む必要が生じます。</p> <p>【代案】 「市によるモニタリングと同じ視点」ではなく「中立的な視点」とお改めください。</p>	当該記載については、市が別途専門性を有するものに、CM方式を活用し発注者モニタリングの補強をすること、セルフモニタリング、発注者モニタリングにおける見解の相違に対し、解決を図るに当たり第三者の意見を求める行為とが混在した記載となっていることから、見直しを図る。
4	17	4	(1)						適切な放流水質の要求水準設定について	<p>【意見】 貴市の下水道事業計画では窒素とリンを処理するための高度処理施設の建設は困難であるため、放流水質の全窒素及び全リンの設定は行わないと示されています。本事業においても、高度処理施設の建設を求めないのであれば、水質基準項目から全窒素と全リンを削除願います。</p> <p>【代案】 水質基準項目から全窒素と全リンを削除していただきたい。個別対話も希望します。</p>	(個別対話で回答)

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	12月28日回答
5	20	6	(1)	ア	(イ)	b	(c)		設計図書作成	本項目に()書きとして「市が従前より使用されている設計積算システムを運営権者が希望により利用可能」または「運営権者の希望により同システムを運営権者が購入可能なよう市はこれに協力する」を追記いただくことを希望します。	当該システムは、市が所有するものではない。なお、民間事業者に対するシステムの使用は、現時点では認められないと聞いている。
6	21	6	(1)	ア	(ウ)	c			監督業務	「監督業務に関しては、運営権者と雇用関係にあり、下水道施工令第15条の資格を有するもの～」とあります。これに対し「監督業務に関しては運営権者と雇用関係にあること、または代表企業もしくは構成企業と雇用関係にあり、下水道施工令～」に変更いただくことを希望します。	(個別対話で回答)
7	30	7	(1)	ア	(イ)	a			明らかに業務範囲外の内容の削除について	【意見】 某県の募集要項に記載されている事項の転機であると推察します。本事業では、河川・海岸管理者との調整は運営権者の業務として生じ得ないと考えます。 【代案】 本項のような生じ得ない業務は削除願います。	個別具体例として、船舶等の漂着に伴う調整を想定している。本年秋ごろ、市職員による対応実績あり。
8	32	7	(1)	ア	(イ)	b			業務実態と従事者に求める資格の不整合について	【意見】 某市の資格事例がそのまま使用されています。本対象施設は高圧受電施設であり、電気主任技術者(第1種又は第2種)の有資格者を従事者に求める理由が無いものと思慮します。 他にも、設備のない床上操作式クレーンや使用用途のないフォークリフトなどに関する資格など施設実態とかけ離れています。 現在の維持管理契約を踏まえ、従事者に求める資格を修正願います。 【代案】 現在の維持管理契約及び本事業で拡大される業務を踏まえ必要資格を参考例として再提示願います。個別対話も希望します。	(個別対話で回答)

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	12月28日回答
9	41	7	(5)	オ	(ア)	d			本事業に設置されていない設備に関する項目について	【意見】 本事業の対象施設には焼却設備等は有していませんし、建設予定もないものと考えます。不必要な項目について削除願います。 【代案】 本項のような設置されていない設備に起因する条件を削除願います。	「有害物質の排出」と記載を修正する。
10	45	8	(1)	ア	(ウ)	b			実施体制	維持管理において法令上掲げる有資格者が実施すべき業務にはそれぞれ必要な有資格者が担当すること。及び、国土交通省の公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程等に基づき、公益社団法人日本下水道管路管理業協会の下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士の資格を有する者を配置すること。	(個別対話で回答)
11	46	8	(3)	ア					実施箇所及び実施数量(想定)	全体実施数量の中に圧送管に関する調査手法と清掃の有無、実施数量を明記する。(自然流下管と維持管理手法は異なるため)若しくは「圧送管は対象外」と明記する。ストックマネジメント計画における管理区分を追記する等工夫が必要である。	(個別対話で回答)
12	47	8	(3)	エ					調査方法・判定基準	調査方法・判定基準は『スクリーニング調査を核とした管きよマネジメントシステム技術導入ガイドライン(案)』(国土交通省土木技術総合研究所下水道研究部、平成26年10月)等へ記載変更	(個別対話で回答)
13	48	8	(3)	コ					取付管調査	記載内容が不明です。具体例を示して頂きたいと思います。	(個別対話で回答)

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	12月28日回答
14	全般								他事例の資料流用に関する見直しについて	<p>【意見】 某市、某県の事業やDBOの要求水準書をご参考としているようにお見受けします。そのため、本事業としてそぐわない表現や項間の不整合が散見されます。事例として、別紙17は他の自治体のものであり、そのまま添付されています。このような要求水準書では、貴市として何を求めているのか正確に把握することができないため、参加を検討することすらまなりません。仮に意見書に基づいて要求水準書を作成しようとしているのであれば、貴市の意思はどこに反映されるのでしょうか。</p> <p>【代案】 他を参考とすることは否定しませんが、内容を精査し改めて要求水準書をご提示ください。</p>	内容を改めて精査する。